

宮城県公立高等学校

教育課程編成の手引

【移行措置】

令和元年6月

宮 城 県 教 育 委 員 会
仙 台 市 教 育 委 員 会
石 巻 市 教 育 委 員 会

VI 移行措置

第Ⅰ 移行措置の実施について

新学習指導要領は、平成30年3月30日に告示され、以下に示すような法的措置によって、平成31年4月1日から移行措置を実施することが示された。

1 平成30年3月30日文科科学省令

- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文科科学省令第13号）

2 平成30年3月30日文科科学省告示

- ・高等学校学習指導要領の全部を改正する告示（平成30年文科科学省告示第68号）

3 平成30年8月31日文科科学省令

- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成30年文科科学省令第28号）
→学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文科科学省令第13号）の附則に移行措置に関する規定が追加される。

4 平成30年8月31日文科科学省告示

- ・平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成30年文科科学省告示第172号）（以下「特例告示」という。）
→高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）にあっては平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間（以下「移行期間」という。）における学習指導要領の特例が定められる。

第Ⅱ 移行措置の概要

1 移行期間における基本方針

新高等学校学習指導要領への円滑な移行のため、移行期間（平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間）においては、教科書等の対応を要しない場合など可能な範囲で、新高等学校学習指導要領による取組を推進していく。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

2 移行措置の内容

(1) 総則

新高等学校学習指導要領によることが適さない事項を除き、新高等学校学習指導要領による。

(2) 各教科等

イ 総合的な探究の時間及び特別活動

・総合的な探究の時間

→ 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等学校学習指導要領による。

・特別活動

→ 新高等学校学習指導要領による。

ロ 指導内容の変更などにより特例を定める教科

・地理歴史、公民

→ 新高等学校学習指導要領の領土に関する規定を適用する。

・家庭

→ 新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導する。

ハ 新高等学校学習指導要領によることができることとする教科

・保健体育、芸術、福祉、体育、音楽、美術

→ 新高等学校学習指導要領によることができる。

※ 福祉には、科目「福祉情報」を加える。

(注) 特例の適用時期及び対象について

移行期間中の教育課程の特例については、基本的に、平成 31 年度以降、在籍する全ての生徒に適用する。

ただし、総合的な探究の時間に関する特例については平成 31 年度以降に高等学校に入学した生徒に適用し、家庭に関する特例については平成 30 年度以降に高等学校に入学した生徒に適用することとする。

資 料

○文部科学省告示第百七十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条及び第九十六条の規定に基づき、平成三十一年四月一日から高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の特例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣 松山 政司

1 総則

（高等学校教育の基本と教育課程の役割等）

(1) 高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号）（以下「現行高等学校学習指導要領」という。）第 1 章第 1 款，第 4 款，第 5 款（3 の(4)を除く。）及び第 6 款の規定にかかわらず，高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）第 1 章第 1 款から第 6 款まで（第 2 款の 3 の(1)，(2)，及び(3)のロ並びに 5（3 の(2)のアの(ウ)を除く。）を除く。）の規定によるものとする。

（福祉に属する科目）

(2) 福祉に属する科目については，現行高等学校学習指導要領第 1 章第 2 款の 3 の表福祉の欄中「福祉情報活用」とあるのは，「福祉情報活用，福祉情報」とする。

（総合的な探究の時間）

(3) 現行高等学校学習指導要領第 2 款及び第 3 款中「総合的な学習の時間」とあるのは，「総合的な探究の時間」とする。

（通信制の課程における教育課程の特例）

(4) 通信制の課程における教育課程の特例については，次に定めるところによるものとする。

ア 現行高等学校学習指導要領第 1 章第 7 款の規定のうち「第 1 款から第 6 款まで（第 4 款，第 5 款の 1 並びに第 5 款の 4 の(4)のア及びイを除く。）に定めるところによる」の部分にかかわらず，現行高等学校学習指導要領第 1 章第 2 款及び第 3 款，新高等学校学習指導要領第 1 章第 1 款，第 2 款の 1，2，3 の(2)のアの(ウ)及び(5)から(7)まで（(7)のエの(ア)及び(イ)を除く。）並びに 4 並びに第 3 款から第 6 款まで並びにこの告示の第 1 項の(5)の規定によること。

イ 現行高等学校学習指導要領第 1 章第 7 款の 1 から 5 までの規定にかかわらず，新高等学校学習指導要領第 1 章第 2 款の 5 の(1)から(6)までの規定によること。この場合において，新高等学校学習指導要領第 1 章第 2 款の 5 の(3)中「理数に属する科目及び総合的な探究の時間」とあるのは，「総合的な探究の時間」と読み替えるものとする。

る。

(道徳教育に関する配慮事項)

- (5) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等学校学習指導要領第1章第5款の3の(4)の規定にかかわらず、この告示の第1項の(1)から(4)まで並びに現行高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款に示す事項に加え、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1から4までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1中「公共」とあるのは「現代社会」とし、第7款の2中「特別の教科である道徳」とあるのは「道徳又は、特別の教科である道徳」と読み替えるものとする。

2 各教科等

(地理歴史)

- (1) 地理歴史に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の2の(2)の(ア)及び第4の2の(4)の(ア)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の3の(2)のウ及び第4の3の(2)のクのうち領土の画定に関する規定をそれぞれ適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第5の2の(1)の(ア)及び第6の2の(2)の(エ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第1の3の(2)の(ア)の(ア)及び第2の3の(2)の(オ)のうち我が国の領域をめぐる問題に関する規定をそれぞれ適用するものとする。

(公民)

- (2) 公民に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の2の(2)の(オ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の3の(3)の(カ)の(オ)のうち「国家主権、領土(領海、領空を含む。)」に関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の2の(1)の(イ)に規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の3の(2)の(イ)の規定を適用するものとする。

(保健体育)

- (3) 保健体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

(芸術)

- (4) 芸術に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

(家庭)

(5) 家庭に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2の(2)のエに規定する事項に、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2のCの(2)のAのうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の3の(2)のウのうち(2)のAに関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(3)のウ及び第3の2の(2)のAに規定する事項に、高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2のCの(2)のAの(イ)のうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の3の(2)のウのうち(2)のAの(イ)に関する規定を適用するものとする。

(福祉)

(6) 福祉に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第8節の規定によることができる。

(体育)

(7) 体育に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第10節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第10節の規定によることができる。

(音楽)

(8) 音楽に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章定については、新高等学校学習指導要領第1章第1款、第2款及び第4款並びに第5章中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」と読み替えるものとする。

移行措置に関するQ & A

Q 1 総合的な探究の時間の実施は入学年次毎の実施になるのか。

平成31年度入学生から年次進行で実施する。

Q 2 新教育課程において、「総合的な探究の時間」の代替として、「理数探究基礎」、「理数探究」を実施することを検討している。平成31年度から、「総合的な探究の時間」の代替として「理数探究基礎」、「理数探究」を先行実施することは可能か。

「理数探究基礎」及び「理数探究」は移行期間における先行実施科目には含まれないため、先行実施できない。

Q 3 平成31年度から、道徳教育推進教師は必ず置かなければならないのか。又その数は1名でよいか。

道徳教育推進教師は必ず置かなければならない。又その数は学校の実情に合わせて1名以上を置くこととなる。(平成30年7月12日文部科学省中央説明会)

Q 4 家庭科に関する移行措置が平成30年度入学生から適用されるのはなぜか。

平成30年度入学生の多くが、改正民法（成年年齢引き下げ）適用の際に19歳となるため、高等学校在学中に契約の重要性や消費者保護制度について学んでおくことが必要だからである。

Q 5 新学習指導要領により実施することができる教科について、使用教科書はどのようなになるか。

現行の学習指導要領の検定済み教科書を使用し、内容が不足するものについては内容を加えて実施することになる。